

箕面市生活支援サポーター養成研修実施要領

1. 目的

市は、「箕面市訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」第5条に基づき、生活援助等に必要な知識及び対人援助技術等に関する研修(箕面市生活支援サポーター養成研修)を実施することにより、同事業の担い手(以下「生活支援サポーター」という。)を養成し、サービスの質及び提供体制の確保を図る。

2. 内容

市は、大阪府介護職員初任者研修指定事業者(以下「事業者」という。)が実施する箕面市生活支援サポーター養成研修(以下「養成研修」という。)を修了した者に対して、箕面市生活支援サポーター養成研修事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとする。

3. 研修カリキュラム等

- ・事業者は、生活支援サポーターとして従事することに関心がある者を対象として、市が定めるカリキュラム(別紙1)により、12 時間(座学)以上の研修を実施する。
- ・研修講師の要件については、「講師要件一覧」(別紙2)のとおりとする。
- ・各科目の到達目標、評価、内容については別紙3のとおりとする。
- ・事業者は、市が定めるカリキュラムをふまえ、研修テキストを作成又は購入し、受講者に無料で提供する。

4. 研修修了者

- ・事業者は、修了評価として、別紙3の到達目標・評価の基準に基づき、筆記試験(選択式)による基本的事項の理解確認の評価を行い、研修修了者の結果を市に報告する。
- ・市は事業者からの報告に基づき、研修修了者に対して修了証書(様式第1号)の交付を行い、箕面市生活支援サポーター養成研修修了者台帳(様式第2号)を作成し、研修を修了した者について当該台帳に記録するものとする。

5. 日程・場所・受講費

- ・養成研修の日程は、当該年度3月末日までの間で、事業者が設定する。
- ・養成研修の開催場所は、原則事業者が確保する。
- ・養成研修の開催は、オンライン型、会場型のどちらでも可能とする。
(オンライン開催の場合、開催に必要な機材等は事業者が確保する。)
- ・受講費は、テキスト代を含め一人あたり1万円以内とし、市からの補助により受講者負担は実質無しとする。

6. 実施手順(「実施フロー」(別紙4)参照)

事業者が社会福祉法人の場合は、手順①②③④⑤⑥

事業者が社会福祉法人以外の場合は、手順①②⑤⑥

- ①事業者は、実施計画書(実施日時・場所、カリキュラム、定員・対象者、受講者募集の手法、修了証の様式、受講修了者の従事支援の手法等)等の必要書類を市に提出する。
- ②市は、実施計画書等の内容を審査し、指定する条件と合致すると認められる場合のみ、事業者に対して箕面市生活支援サポーター養成研修内容の承認を行う。
- ③事業者は、市からの承認通知後に受講申込の受付を開始し、受講者が確定した段階で交付申請を行う。
- ④事業者が社会福祉法人の場合、市は、交付申請内容を審査し、交付決定を行う。
- ⑤事業者は、実施終了後に、実績報告書に必要書類(実施日時・場所、研修風景写真、受講者名簿、修了評価結果等)を添えて、市に提出する。
- ⑥市は、実績報告内容を審査し、補助金を交付する。

7. 補助金

補助金は、研修修了者が1名以上10名以下のときは、研修実施1回につき10万円
研修修了者が10名を超えるときは、研修修了者1名につき1万円とする。

※研修カリキュラムに全て出席し、修了証を取得したものを研修修了者とする。

8. その他

事業者は、受講者募集のための広報を行い、市は市広報紙による周知及び市ホームページへの掲載、並びにハローワークや市内事業所等関係機関への周知等の協力を
行う。